【別紙１】脆弱性評価結果

令和８年12月

目　　次

１　人命保護

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
（住宅密集地、不特定多数施設含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
1-2　津波による死傷者の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
1-3　ゲリラ豪雨等による市街地の浸水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
1-4　土砂災害等による死傷の発生、住宅の倒壊・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
1-5　豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生・・・・・・・・・・・・・・４
1-6　林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生・・・・・・・・・・４
1-7　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生・・・・・・・・・・・５

２　救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止
2-1　被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止
（避難所の運営、帰宅困難者対策含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
2-2　長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)・・・・・・・・・・・６
2-3　救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)・・・・・・・７
2-4　保健・医療・福祉機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)・・・・８
2-5　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生・・・・９

３　行政機能の確保
3-1　市町村等行政機関の機能不全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

４　情報通信機能の確保
4-1 情報通信機能の麻痺・長期停止
（電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）・・・・・・・・・・・１２

５　地域経済活動の維持
5-1　地域競争力の低下、県内経済への影響
（サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等）・・・・・１３
5-2　交通インフラネットワークの機能停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
5-3　食料等の安定供給の停滞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

5-4　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 ・・・・・・１４

６　ライフラインの確保及び早期復旧

6-1　電力供給ネットワーク等機能停止
（発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）・・・・・・・・・・・・１６

6-2　上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止
（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

6-3　地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)・・・・・・・１７

７　二次災害の防止

7-1　大規模火災や広域複合災害の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

7-2　ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生
（農地・森林等の荒廃による被害を含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

7-3　有害物質の大規模拡散・流出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

7-4　風評被害等による市内経済等への甚大な影響・・・・・・・・・・・・・・・・１９

８　迅速な復旧・従前より強靱な姿での復興

8-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態・・２０

8-2　復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興
ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態・・・２０

8-3　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興
が大幅に遅れる事態・・・２１

8-4　基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態・・・・・・・・・・２１

8-5　長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態・・・・・・２１

９　横断的分野

①　リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

②　老朽化対策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

③　人口減少対策分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

④　人材育成分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

⑤　官民連携分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

⑥　デジタル活用分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

1　人命保護

1-1 地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む）

（脆弱性評価）

〇市庁舎（本庁舎、第 2 庁舎）や公立小中学校、体育施設の耐震化は全て完了しているが、その他の市庁舎やコミュニティセンター、公立保育所等については耐震化を促進する必要がある。

〇公立小中学校、社会教育施設（体育施設・コミュニティセンターなど）等について、特定天井等の非構造部材の定期点検及び耐震対策の推進とともに、避難所として機能するための施設、設備等が必要である。

〇居住世帯のある住宅、耐震診断が義務付けられた病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する大規模建築物、老人ホーム等の社会福祉施設について、建物の耐震化とともに、家具類転倒防止やブロック塀倒壊防止等の対策の促進を図る必要がある。また、耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細やかな支援策を講じる必要がある。

〇地震時の住宅等における家具の転倒防止を普及させるため、県や市町村の広報媒体、説明会等による啓発が必要である。

〇住民の避難場所に指定されている公園の適切な維持管理を図る必要がある。

〇交通施設の倒壊等による通行不能を避けるため、耐震化や点検整備を推進するとともに、倉吉市の各インフラ長寿命化計画（個別計画）に基づいた道路施設（橋梁含む）の老朽化対策と機能強化を進める必要がある。

〇空き家所有者に対する建物の適切な管理や災害発生時の被害リスク等の周知、所有者不明空き家に対する所有者調査の迅速化等について、専門家等を交えた検討を進める必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇県立学校施設や公立小中学校、私立幼稚園、中学校・高等学校の耐震化は全て完了したが、幼稚園や保育所については耐震対策を促進する必要がある。

〇延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーの設置推進や市町村において耐震性貯水槽を計画的に増設する必要がある。

〇危険な盛土等による災害から県民を守るため、高盛土を含めた大規模宅地造成地を有する県・市町村における安全性把握調査を促進するとともに、規制区域内の盛土工事の適切な把握と管理を推進する必要がある。

〇大規模地震等による被害を最小限に留めるため、河川堤防、水門・樋門・陸閘等の地震・津波対策が必要である。

1-2　津波による死傷者の発生
（脆弱性評価） 〇本市には津波浸水想定区域の設定はないが、津波による河川遡上の可能性があるため、津波発生時の河川遡上の危険性や河川敷内からの避難の必要性について、市報や研修会等を通じての啓発が必要である。 ※ 現時点で津波の河川遡上についての広報等は未実施
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目） 〇減災目標を定めた「鳥取県地震津波防災減災アクションプラン」に基づき、住民の避難行動などの具体的施策を着実に推進していく必要がある。 〇津波や高潮が想定される市町村において、住民が的確な避難行動が取れるように、津波や高潮ハザードマップの作成及び警戒避難体制の構築、避難訓練の実施などソフト対策を進める必要がある。 〇避難経路を確保するため、倒壊した場合に前面道路が閉塞しないよう、緊急避難路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。 〇気候変動による海面上昇も予想されており、津波が堤防を越流した場合でも、減災効果を発揮する粘り強い構造や耐震化等の強化対策を進める必要がある。 〇南海トラフ巨大地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合の対応として、徳島県との災害時相互応援協定の締結や、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」の施行、鳥取県警察災害派遣隊の重点受援県が選定されている中、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について引き続き検討する必要がある。 〇気候変動を踏まえた鳥取沿岸海岸保全基本計画に基づく適切な維持管理および、海岸侵食対策を推進する必要がある。

1-3　ゲリラ豪雨等による市街地の浸水
（脆弱性評価） 〇気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、グリーンインフラの活用や、ハード・ソフトの両面から、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進する必要がある。 〇住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報の提供、避難情報発令のための市町村長への支援、地域水防力（建設業協会と連携した水防体制、他機関連携タイムライン）の強化を推進する必要がある。また、浸水（洪水・内水）ハザードマップの作成や浸水表示板設置、防災教育等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。 〇人家や公共施設へのリスクが高い防災重点ため池については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

○水防法に係る要配慮者利用施設について、避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制の構築を継続する必要がある。

○災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

○大雨による住宅等の浸水や都市化に伴う水害発生リスクが懸念されることから、河川及び公共下水道（雨水）等の早期整備が必要な状況にある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○計画降雨に対する河川改修を着実に進めるとともに、インフラ長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理を実施する必要がある。

○計画規模を上回る降雨に対する災害リスクや気候変動を考慮した治水計画の見直しを検討する必要がある。

○土砂崩れに伴う流木流出により、河川の閉塞被害が懸念されるトラブルスポットの対策を進める必要がある。

○ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流域においては避難訓練による住民避難体制の構築を継続する必要がある。

1-4　土砂災害等による死傷の発生、住宅の倒壊

（脆弱性評価）

○土砂災害防止法に基づき、基礎調査結果の公表、土砂災害ハザードマップ（策定済み）等による住民への土砂災害に係る危険性周知及び土砂災害警戒区域等の指定の促進を図る必要がある。また、住民へ的確な土砂災害警戒情報等を提供するため、情報伝達手段の一層の多様化や情報の精度向上を図り、避難体制を構築する必要がある。

○地域防災力の強化のため、地域での「自助」「共助」を念頭に集落単位でのや防災マップ（概ね策定済み）、支え愛マップ等の作成を推進する必要がある。また、自立防災組織での避難計画の策定・避難訓練を推進する必要がある。

○土砂災害防止法に係る要配慮者利用施設について、避難確保計画に基づく避難訓練等により、避難体制の構築を継続する必要がある。

再掲災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

○避難時間が十分確保できない山地河川や中小河川での逃げ遅れによる孤立集落の発生を防止し、避難行動を円滑に行うため、避難路となる道路の防災・減災対策や機能強化を図る必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○土砂災害を防止するため、砂防施設整備による土砂災害防止対策、治山施設や森林整備等による山地災害防止対策を推進する必要がある。また、土砂災害対策として砂防堰堤等施設整

備を進めているが、比較的小規模な流域あるいは地区を対象としているため、土砂・洪水氾濫や深層崩壊等を対象とした大規模かつ広域的な調査を実施する必要がある。

○土砂災害警戒区域のほか、平成 26 年 8 月の広島土砂災害の要因の一つと考えられる風化花崗岩（マサ土）及び大山周辺火山性堆積物が分布する地域や、土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域等の点検・調査を実施し、優先順位を考慮した施設整備を実施する必要がある。

○地域防災力強化のため、防災教育や裏山診断等を実施し、地域住民の防災意識の向上を図る必要がある。

1-5　豪雪・暴風雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（脆弱性評価）

○除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託等を含めた除雪体制の強化が必要である。除雪を確実に行うための除雪機械の充実、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、スノーステーション・雪寒事業対策必要箇所の整備が必要である。

○倒木や電柱等の倒壊の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進し、たとえ孤立集落が発生したとしても、孤立状態の早期解消できるよう、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の構築を行う必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○豪雪・暴風雪時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。

1-6　林野火災の延焼により、周辺住家等の被害よる死傷者の発生

（脆弱性評価）

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○消防施設や資機材の整備、水利確保に係る関係機関との連携を強化し、消火体制を確立させておく必要がある。

○関係機関と連携した防災訓練の実施や連絡体制の確認を行い、速やかに初動対応ができる体制を構築する必要がある。

○林野火災予防の啓発として、広報誌等によるほか、関係者及びハイカー等への林野火災防止について、関係機関が連携・協力して周知を図る必要がある。

○消防局が発する林野火災注意報や林野火災警報などについて、理解を促進するための取組を実施する必要がある。

○山間部では消火栓も限りがあるなど、水利確保が重要であることから、市町村等における消防施設や資機材の整備拡充を推進する必要がある。

○通信機器の不感地帯が発生しないように計画的な整備を行うとともに、多様な通信手段を確保する必要がある。

○山が荒れていると延焼拡大の要因や消防活動の妨げとなることから、適切な森林整備による伐採木や枝葉の林外への搬出、消火活動に活用する林道・森林作業道への倒木除去を行っておく必要がある。

1-7　情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（脆弱性評価）

○関係機関と連携した住民避難訓練や救出救助訓練等の防災訓練を実施するとともに、円滑な避難誘導体制等を整備する必要がある。また、装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。

○避難行動要支援者対策を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者個別避難計画の更新を漏れなく継続していく必要がある。

○地域住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報・河川情報の提供を強化する必要がある。

○早急な被害状況や迅速な災害対応、物資の調達や円滑な輸送に資する新たなシステの把握ムを導入するなど、発災直後から効率的かつ効果的な情報集約ができる体制を構築する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○災害時に住民等の的確な避難行動を促すため、大規模自然災害発生時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。また、電話等の情報通信機能を喪失した場合における他の行政機関との情報通信手段を確保する必要がある。

○住民等が避難情報の意味を理解し、適切な避難行動がとれるよう、確実かつ迅速な情報発信を行う必要がある。また、障がい者や外国人等への配慮も含め、避難情報の精度向上を図るとともに、テレビ・ラジオ等の報道機関と連携した多様な情報発信を行う必要がある。

○交通情報や復旧情報等について、国、県、市町村で異なる情報を発信すると住民等が混乱するため、統一した整合性のある情報を発信する必要がある。

○外国人を含む観光客に対する情報伝達、避難誘導を行うため、市町村などにおける体制を確立するとともに、ホテル・旅館、観光地などの観光関連施設におけるハード・ソフト両面での防災対策が必要である。また、外国人への配慮として、浸水表示板や各標識などでの英語表記や多言語化、ピクトグラム標記を推進する必要がある。

再掲ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流域においては避難訓練による住民避難体制の構築を継続する必要がある。

２　救助・救援、医療活動の迅速な対応、被災者等の健康・避難生活環境の確保による関連死の防止

2-1　被災地での食料・飲料水等物資供給の長期停止(避難所の運営、帰宅困難者対策含む)

（脆弱性評価）

〇災害時に飲料水を確保するため、水道施設の耐震化の推進、多様な水源利用について検討する必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

〇震災時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化や、被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め、地震に対する安全性を高めるとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、仮設ベッドやトイレなどの災害用物資の供給・支援による避難所環境の改善が必要である。

〇県と市町村と役割分担をした備蓄品目について、適正な備蓄量確保を図る必要がある。また、スフィア基準を考慮した避難所を設置するための食糧、水、トイレ、医療品及び衛生資材、簡易ベッド等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化、救援物資の受入体制整備等）や備蓄物資・備蓄燃料等の保管体制を確保する必要がある。

〇既に締結している民間企業との食料調達や生活関連物資調達に係る協定、ＮＰＯ等からの炊き出し支援等を考慮し、外国人を含む観光客等の帰宅困難者への対応を含めて、対応手順等の検討、食糧供給訓練や支援物資輸送訓練等を行い、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

〇食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）や陸海空の複数の輸送による代替経路の確保に加え、迅速な輸送経路啓開に向けた資機材の充実、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に必要な情報共有等の体制を整備する必要がある。

〇従業員や生徒の一時滞在施設となる事業所や学校等において、施設整備や非常用食糧の備蓄などの対策を推進する必要がある。また、一時滞在施設の確保等の帰宅困難者対策の取組を推進する必要がある。

〇一般の避難所では生活が困難な要配慮者のための福祉避難所が開設できない、又は発災時の支援要員不足に対応できるよう福祉避難所の開設・運営体制をあらかじめ構築しておく必要がある。

〇頻発する余震の影響等で収容能力を超える住民の避難が懸念されるため、地震時における避難所の追加指定や、車中泊、ペット同伴の避難者への対応が必要である。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇物資供給ができるよう緊急物資輸送路等に係る洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。

〇鉄道や幹線道路不通時の代替輸送手段の確保等の対応が必要である。

2-2　長期にわたる孤立集落等の発生(豪雪による孤立等を含む)

（脆弱性評価）

再掲除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託等を含めた除雪体制の強化が必要である。除雪を確実に行うための除雪機械の充実、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・

確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、スノーステーション・雪寒事業対策必要箇所の整備が必要である。

○孤立集落発生を防止するため、道路のリダンダンシー確保に必要な減災・防災対策や機能強化を図る必要がある。

再掲倒木や電柱等の倒壊の被害を最小限に抑えるため、県、事業者等と連携して、危険木の事前伐採を推進し、たとえ孤立集落が発生したとしても、孤立状態の早期解消できるよう、道路啓開体制の確保や、災害時における中電及びNTT等との連携及び連絡体制の構築を行う必要がある。

○孤立発生時に救助等の対応が適切に実施できるよう、孤立が予想される集落をあらかじめ特定するとともに、応急対策を実施する上で必要となる情報（居住者数、避難箇所、アクセス道路など）を把握し、あらかじめ孤立可能性集落ごと対応方針を整理しておく必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○活動能力向上のための消防防災ヘリコプター及び関係資機材の整備と他県等との連携体制を図るとともに、孤立予想集落における臨時離着陸場の確保や連絡通信体制の整備、非常用電力の確保などを図る必要がある。

○孤立集落の解消等に向けた効率的な活動を確保するため、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を図る必要がある。

○緊急輸送道路のリダンダンシー確保のため、道路の防災・耐震対策を進め、中山間地域における代替性確保のための道路整備を推進する必要がある。また、緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と機能維持が必要である。

再掲豪雪・暴風雪時における道路情報や交通規制情報の早期伝達、周知を図る必要がある。

○孤立発生時に孤立地域と連絡がとれるよう、災害時でも使用可能な通信手段を確保するとともに、孤立が長期化する場合を想定して食料等の備蓄の充実化が必要である。

2-3　救助・救援活動等の機能停止(絶対的不足、エネルギー供給の途絶)

（脆弱性評価）

○救助・救援活動等の機能が停止しないように、活動の拠点となる市施設や消防施設の耐震化や、情報通信機能の耐災害性の強化を推進する必要がある。

○災害対応において、関係機関毎の体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討、必要事項の標準化等を推進する必要がある。また、防災関係機関同士がリアルタイムで災害情報の共有化ができるシステムの活用が必要である。

○消防団員と自主防災組織の災害対応力強化のための人材育成（特に、防災士をはじめとする地域防災リーダー)、装備資機材等の充実・強化、消防局の消防車両等資機材整備など、機能強化を図る必要があるとともに住民及び各関係機関による災害対応訓練の実施を推進する必要がある。

○県外各機関からの応援において、広域における支援体制の整備とともに、効率的・効果的に支援が受けられるような広域防災拠点の整備が必要である。また、災害時に備えて、県内の職能団体から人的・物的な支援が受けられるよう、事業者からの支援を円滑に受けられる体

制を構築する必要がある。

〇支え愛マップや地区防災計画づくり、要配慮者利用施設に対する避難確認計画の作成支援、水防資器材や消防車両等資機材の充実・強化の推進など、地域防災力を強化する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）
〇救助・救援活動等の機能が停止しないよう、活動の拠点となる警察施設や消防施設、及び情報通信機能の耐災害性の強化を推進する必要がある。

〇大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制（人員等）の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点や宿泊可能施設の確保等の受援体制構築に加えて、救出救助訓練等の訓練の継続実施、体制及び装備資機材等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。

〇救助・救援車両などへの優先的な燃料供給体制の構築が必要である。また、エネルギー事業者の供給体制を強化していくことが必要である。

〇大規模地震により電気やガスの供給が途絶する可能性があるため、各発電所や送電設備の耐震化等を推進し、短期間で供給再開できるようにする必要がある。

〇災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備にについて、整備・導入を支援する必要がある。

〇災害ボランティアによる災害時の被災地支援活動が効率的かつ効果的に行われるよう、体制を整える必要がある。

2-4　保健・医療・福祉機能の麻痺(絶対的不足、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶)

（脆弱性評価）
〇感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、医療・福祉サービスの充実により災害関連死を最大限防ぐ必要がある。

〇全ての災害拠点病院に自家発電機等（必要な期間稼働させるための燃料確保の体制を含む）は設置されているが、今後も継続維持する必要がある。また、上下水道を含むライフラインの機能を強化していくことが必要である。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）
〇災害拠点病院の耐震化は全て完了したが、その他医療施設の耐震化や耐水化の推進により、その機能を維持していく必要がある。

〇地震や浸水害の発生時に、DMAT（災害派遣医療チーム）及び DWAT（災害派遣福祉チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の各災害派遣チームが被災地へ到達できるように、支援ルートとなる緊急輸送道路や港湾施設の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策の着実な推進等により、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制を確保する必要がある。

〇災害発生時の医療体制を確立するため、災害医療に携わる人材の確保が必要である。また、広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者に対して、地域の医療機関の活用も含めた適切な医療機能のあり方について、官民で検討する必要がある。

〇大規模災害時における DMAT、DWAT、DHEAT、DPAT、保健師等による保健医療福祉支援について、

県内の活動チームだけでは対応しきれないことが懸念されるため、国や他県からの受援を含めた総合調整を行う体制を直ちに設置し、迅速な対応に繋げる必要がある。

2-5　劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

（脆弱性評価）

〇車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、防止体制の強化を図る必要がある。また、被害後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの地震関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要がある。

〇避難所における感染症対策のため、DICT(災害時感染制御支援チーム)の受入れ体制の構築や、飛沫感染防止対策、マスク・消毒液等感染症対策に必要な物資の備蓄等を行うとともに、感染症が流行している状況下での適切な避難方法について、市民へ周知、啓発する必要がある。

３　行政機能の確保

3-1　市町村等行政機関の機能不全

（脆弱性評価）

〇災害発生時における行政機能維持、防災拠点としての機能確保のため、市行政施設等の耐震化、対災害性（浸水対策、停電対策、防火対策等）の強化、代替施設の機能確保等を推進する必要がある。特に、耐震化ではガラス破損など非構造部材による被害で機能停止しない対策が必要である。

〇市町村 BCP の検証・見直し、実効性確保のための継続的な取組が必要である。

〇デジタルトランスフォーメーションに合わせた情報通信基盤の機能強化・維持、人材育成を図る必要がある。

〇被災者支援や避難所運営におけるマイナンバーカードの活用を推進するとともに「被災者支援システム」の円滑な運用体制を構築し、行政のデジタルトランスフォーメーションの取組を推進する必要がある。

〇災害発生時における被災状況確認や電話対応、避難所運営準備などの初動対応について、職員不足により対応が困難になることから、初動における支援体制を検討する必要がある。

〇社会教育施設（体育施設・コミュニティセンター）は、災害発生時の避難所機能だけでなく、物資輸送の中心として、また地域防災の拠点施設として施設の耐震化だけでなく周辺設備の耐震化、バリアフリー化などの対策を講じる必要がある

〇庁内の基幹システムの一つである庁内 LAN や情報ハイウェイのシステムを維持する必要がある。また、エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの継続確保が必要である。

〇庁舎（本庁舎・第 2 庁舎）の非常用発電設備（整備済み）について、災害時等の燃料の確保（供給先との協定等）を継続維持する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

※「県庁及び県機関の機能不全」の脆弱性評価

〇災害対策本部・支部の活動拠点（県庁舎・総合事務所）の耐震化、浸水対策、電力・給水の確保、情報・通信設備の機能確保、代替施設の確保等を推進する必要がある。特に、耐震化ではガラス破損など非構造部材による被害で機能停止しないような対策が必要である。

〇県庁機能はレジリエンスの観点から重要であり、機能維持のため、県庁の災害時等における業務継続計画（BCP）を継続的に検証、見直しをする必要がある。また、災害発生時に職員の安否確認を行い、職員参集とその配置を迅速に行う必要がある。

〇県庁 BCP に基づき、本庁舎の被害状況により使用可能か判断し、使用不能であれば代替拠点への機能移転を行う必要がある。また、非常時優先業務に必要不可欠な機器の使用に限定し、電力使用を制限する必要がある。さらに、通信施設の復旧を図るとともに、通信事業者に対して、優先的な復旧及びポータル衛星車の派遣を要請する必要がある。

〇災害時の応急対策を実施するにあたっては、県職員を派遣するとともに、必要に応じて他の都道府県等に派遣要請を行い、非常時に優先して取り組む業務の継続に必要な応援・受援体制を確保する必要がある。

〇庁内の基幹システムの一つである庁内 LAN や情報ハイウェイのシステムを維持する必要があ

る。また、エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの配置が必要である。

４　情報通信機能の確保

4-1　情報通信機能の麻痺・長期停止 （電力供給停止、郵便事業停止、テレビ・ラジオ放送中断等）
（脆弱性評価） 〇通信設備の耐震化や多重化を図るため、衛星携帯電話や非常用電源装置の整備が必要である。 〇指定避難所においては、長期間の停電が発生した際でも、避難所機能や生活環境に支障が出ないよう電源対策が必要である。 〇多様な情報伝達により、災害情報が外国人や観光客等を含む必要な者まで届く必要がある。 〇外国人を含む観光客等の情報収集・伝達にスマートフォンが必要不可欠なツールとなっており、長期間停電する場合の対策として、充電用の電源を確保する必要がある。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目） 〇大地震後においても、各発電所が大きな被害を受けず、短期間で発電再開できるようにする必要がある。また、送電線が被災し、送電不能となる可能性があるため、送電線の耐震化を検討する必要がある。 〇情報通信基盤（鳥取情報ハイウェイの高速化・広帯域化、５Ｇ携帯基地局整備、県営公衆 Wi-Fi アクセスポイント）の整備を推進する必要がある。

５　地域経済活動の維持

5-1　地域競争力の低下、県内経済への影響(サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止、重要産業施設の損壊等)

（脆弱性評価）

〇各物資供給関係企業等と行政機関において災害時に必要となる物資の調達等の支援に関する協定（企業内等での相互応援の内容を含む）の締結を取組継続する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇企業 BCP の策定は、災害発生時や、新興感染症などの新たなリスク等に対する企業の被害軽減と早期の事業再開の観点から、重要性が高いものであり、県内企業に対する BCP 策定や、平時からの取組（BCM）についても支援が必要である。また、サプライチェーンを構成する企業の BCP/BCM についても促進する必要がある。

〇新型コロナ感染症により明らかになったサプライチェーンリスクに対応するため、サプライチェーンの一極集中の是正として、国内回帰・多元化を図る必要がある。

〇金融機関では、業務継続計画（BCP）は既に策定されているが、サービス停止による商取引又は預金者への影響を回避する必要がある。

〇被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、供給先の優先順位の考え方を事前に整理しておく必要がある。

〇警察、消防等防災関係機関と連携し、大規模災害を想定した実戦的な実動訓練及び図上訓練等を実施しているが、更なる応急対処能力の向上等のため、火災、爆発等を起こす可能性のある産業施設等に参加を促して訓練を充実させる必要がある。

〇少子高齢化による林業の人材不足等により、山林の荒廃が懸念されていることから、森林植生の食害等に伴う土砂災害等の防止を図るとともに、生産力強化に向けた木材の供給する体制を構築する必要がある。

〇地域競争力を高めるために、トップレベルの技術・サービス導入による新たな市場開拓に関する取組み必要がある。

〇中小企業者の成長、経営戦略の支援による競争力を強化させるため、事業継承による県内経済の衰退や企業、事業所の空洞化を防ぐ必要がある。

再掲災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等について、自立・分散型設備に関する整備・導入を支援する必要がある。

5-2　交通インフラネットワークの機能停止

（脆弱性評価）

〇幹線交通の分断の様相によっては、代替性機能が不足することが想定されるため、輸送モード毎の代替性の確保とともに、災害時における相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

〇大規模災害時の広域交通ネットワークの機能不全を避けるため、基幹インフラである高規格道路のミッシングリンク解消や、鉄道等を含む多様な交通ネットワーク間のリダンダンシー（多重性・代替性）確保に向けた取組みを国・県・他市町村とともに推進する必要がある。

〇物流等の途絶を防止するため、緊急輸送道路と防災拠点とのネットワークを形成する市管理

道（橋梁含む）の整備、継続的な維持管理、耐震化を促進する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）
○重要港湾である境港、鳥取港が機能停止した場合、国内外への海上輸送停滞の恐れがあるため、重要港湾において策定済の BCP の運用と見直しをする必要がある。また、鳥取空港事業継続計画（BCP）により、適切に教育訓練し、計画の見直しを行う必要がある。

○交通インフラの耐震対策、洪水・土砂災害・津波対策等を着実に推進する必要がある。

○高速道路のミッシングリンクの早期解消、4 車線化や付加車線の整備、拠点となる港湾・漁港の機能強化を図る必要がある。

○緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と機能維持が必要である。また、緊急時の迂回路を早期に確保できるよう、道路整備と機能強化が必要である。

○空港機能について、発災後、早期復旧できるよう近隣空港を含めた関係機関が情報共有できる体制づくりを図る必要がある。

○災害発生直後から交通ネットワークが機能するよう、監視カメラの活用等による監視体制の強化、道路啓開や航路啓開による港湾・漁港の早期回復を行う必要がある。

○鳥取県道路啓開計画は地震・津波時を想定した計画だが、さらに複合災害の発生等、過酷な災害状況を想定した計画にするなど、内容の強化を図る必要がある。

5-3　食料等の安定供給の停滞

（脆弱性評価）
再掲食料等の調達体制の機能強化（調達先や調達手段の複数化等）に加え、ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送に向けた情報共有等の必要な体制を整備する必要がある。

○農産物の生産や輸送に甚大な影響を及ぼす基幹水利施設や基幹農道・農道橋については、点検・診断結果に基づく保全対策を確実に進める必要がある。

○物資輸送ルートについて、道路等の寸断に備え、陸海空の複数の輸送による代替経路（複数輸送ルート及び代替機能）を確保する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）
○大規模自然災害発生時の食料等の流通確保のため、民間事業者の BCP 策定を推進する必要がある。また、出荷対応手順等の検討により、迅速かつ効率的な輸送に向けて実効性を高めていく必要がある。

○流通拠点漁港の耐震化は完了しているが、増深等の機能強化を確実に進める必要がある。

5-4　異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（脆弱性評価）
○農業水利施設について、老朽化対策を進め、基幹水利施設については、調査等に基づく対策を進める必要がある。

○近年の異常気象等により異常渇水等に伴う被害リスクが懸念され、安定供給を確保するための整備を進める必要がある。

再掲災害時に飲料水を確保するため、水道施設の耐震化の推進、多様な水源利用について検討する必要がある。また、大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

○渇水が想定される際の事前行動として、各関係機関が連携し取水制限や節水目標などの措置を迅速、且つ効果的に実行できる体制を強化する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化を図る必要がある。あわせて、人材やノウハウ、連絡体制の強化等についても進める必要がある。

○渇水対策及び災害時の代替水源として、災害時協力井戸等の地下水を活用する等、事前に渇水・高温対策計画を検討する必要がある。

○農産物の生産に必要不可欠な農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を確実に進める必要がある。

６　ライフラインの確保及び早期復旧

6-1　電力供給ネットワーク等機能停止
（発変電所、送配電設備、石油・ガスサプライチェーン等）

（脆弱性評価）

〇豪雪や暴風、大規模災害による停電等の被害を最小限に抑えるための事前対策・体制強化を推進するとともに、電力の早期復旧や石油等の円滑な供給を維持できるよう、エネルギー供給企業との協力連携を継続する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇エネルギーインフラの途絶があっても、機能が維持できるように自家発電設備など自立分散型エネルギーの配置が必要である。また、災害時において、避難所等で必要な電力を蓄エネルギー等で供給できる社会システムを構築する必要がある。

〇送電線の分断などによる電力供給停止時においてもダム機能を持続するため、再生可能エネルギー（ダム管理用小水力発電）の導入を促進する必要がある。

再掲大規模地震により電気やガスの供給が途絶する可能性があるため、各発電所や送電設備の耐震化等を推進し、短期間で供給再開できるようにする必要がある。

再掲災害に対する強靭性の向上につながる再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー設備について、整備・導入を支援する必要がある。

6-2　上下水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止
（用水供給の途絶、汚水流出対策含む）

（脆弱性評価）

〇上下水道施設の耐震化を推進するとともに、非常時の生活用水を確保するため、応急給水拠点体制の整備や社会的影響が大きい管路については、メンテナビリティ及びリダンタンシーの確保が必要である。

〇大規模地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進め、地震に対する安全性を高めるとともに、広域における支援体制の整備が必要である。また、避難住民などに対する仮設トイレの供給体制の整備、簡易トイレの備蓄が必要である。

〇単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、集合処理施設（下水道・集落排水等）の復旧が長期間にわたる場合、個別処理施設（合併処理浄化槽）への転換を検討する必要がある。

〇大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

〇飲料に供しない用水の供給については、その一助とするため災害時協力井戸を普及させる必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇大規模洪水時においても、工業用水の電気・機械設備が浸水しないよう検討を行う必要がある。

〇大規模地震後においても、各工業用水関係施設や設備が大きな被害を受けず、短期間で供給再開できるようにする必要がある。また、工業用水管路については、耐震性を持たせるほか、配水経路を複数持つなど、リスク分散に配慮した計画的な整備を検討する必要がある。

6-3　地域交通ネットワークが分断する事態(豪雪による分断を含む)

（脆弱性評価）

〇地震、津波、水害、土砂災害、雪害による交通遮断しないよう緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道における橋梁の耐震化、及び老朽化対策、道路法面等の危険箇所の対策を進める必要がある。

再掲幹線交通の分断の様相によっては、代替性機能が不足することが想定されるため、輸送モード毎の代替性の確保とともに、災害時における相互の連携・代替性の確保を図る必要がある。

再掲大規模災害時の広域交通ネットワークの機能不全を避けるため、基幹インフラである高規格道路のミッシングリンク解消や、鉄道等を含む多様な交通ネットワーク間のリダンダンシー（多重性・代替性）確保に向けた取組みを国・県・他市町村とともに推進する必要がある。

再掲除雪を確実に行うための除雪機械の充実や民間委託等を含めた除雪体制の強化が必要である。除雪を確実に行うための除雪機械の充実、市職員及び建設業者等のオペレーターの養成・確保、民間委託を含めた除雪体制の強化、スノーステーション・雪寒事業対策必要箇所の整備が必要である。

再掲災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇地震、津波、水害、土砂災害、雪害により交通遮断しないよう、緊急輸送道路における橋梁の耐震化及び老朽化対策、道路法面等の要対策箇所の対策を進める必要がある。

〇信号機等の交通安全施設の老朽化に対して、コスト縮減や更新事業の平準化を考慮した中長期な更新計画を作成し、交通安全施設の更新を実施する必要がある。

〇復旧・復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は確実かつ円滑に救援、救助活動に不可欠であるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けた取組が必要である。また、車線数が多いほど交通機能の全損失になりにくい傾向にあることから、4 車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

〇緊急輸送道路を保全対象とする治山・砂防関係施設の一層の整備と施設点検による機能維持が必要である。また、緊急時の迂回路を早期に確保できるよう、道路整備の強化が必要である。

〇豪雪による道路機能マヒにより、長時間車両の立ち往生が発生するため、除雪体制の強化だけでなく、ライブカメラによる道路状況の監視や、運転者への降雪時チェーン早期装着の啓発活動などの取組も合わせて推進する必要がある。また、倒木や電柱等の倒壊による交通ネットワークが分断された場合に早期復旧が図れるよう、危険木の事前伐採や災害時における中電及び NTT 等との連携及び連絡体制の確認を行う必要がある。

7　二次災害の防止

7-1　大規模火災や広域複合災害の発生

（脆弱性評価）

○住宅・建築物の耐震化を推進するため、耐震化の必要性等の啓発活動を積極的に展開する必要がある。耐震診断及び耐震改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策を行う必要がある。

○近年の災害が複雑化、大規模化し、住民の安全・安心なくらしの脅威となっており、これまで以上に消防団の充実強化が重要となるため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の基、事業者等の協力を得ながら、消防団への加入を促進する必要がある。

○市街地での大規模火災の発生に備え、初期消火活動などで有効な消防団や自主防災組織を充実強化することが必要である。また、地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化等の強化、関係団体との協定による水利確保の取り組みが必要となる。

○災害発生時に、安全かつ迅速に避難ができるよう、平時より住民の避難誘導体制の整備が必要である。

再掲避難経路を確保するため、倒壊した場合に前面道路を閉塞する恐れのある緊急避難路等の沿道建築物の耐震化を促進する必要がある。また、倒壊による交通麻痺を回避する観点から、輸送手段相互間の連携やリダンダンシーの確保に向けた取組を強化する必要がある。

○複合災害の発生により応急対策が混乱し、応急対応箇所のスクリーニングができず、適切な人員や資機材配置ができなくなることを避けるため、あらかじめ様々な災害パターンを見据えた人員・資機材の配置計画を作成しておく必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

○地震後においても、送電線等の被災により道路が遮断しないよう対策を検討する必要がある。

○消防法及び消防法施行令の規定に基づき、消防用設備の設置・維持・管理を徹底することが必要である。また、延焼が想定される住宅密集市街地において、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある。さらに、危険物の保管方法について、維持・管理を徹底することが必要である。

再掲大規模地震・火災からの人命の保護を図るための救出救助体制（人員等）の絶対的な不足が懸念されるため、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊等の活動拠点、宿泊可能施設を確保するなど受援体制を構築する必要がある。また、警察、消防、自衛隊、海保等防災関係機関と連携し、救出救助訓練等の訓練の継続実施及び災害警備体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。

7-2　ため池、ダム等の損傷・機能不全による二次災害の発生
（農地・森林等の荒廃による被害を含む）

（脆弱性評価）

再掲人家や公共施設へのリスクが高い防災重点ため池については、点検・耐震化検討に基づく対策を確実に進めるとともに、ため池ハザードマップを作成し、地域住民等の防災意識を向上させる必要がある。

○農地や森林が有する国土保全機能を維持するため、適切な保全管理が行える体制の強化や保

全活動の取組に対して、支援する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇大規模地震の際、管理するダム本体が決壊等の大きな被害を受けないよう、適切な維持管理を行うとともに、設備等の耐震化を進める必要がある。さらに、ダム決壊の恐れがある場合等に、下流地域への避難指示等を速やかかつ確実に行えるよう、緊急放送設備等の機能強化を進める必要がある。

〇山地災害防止対策施設や治山・砂防関係施設の施設点検による機能維持が必要である。

再掲地域防災力強化のため、防災教育や裏山診断等を実施し、地域住民の防災意識の向上を図る必要がある。

再掲少子高齢化等による林業の人材不足等により、山林の荒廃が懸念されていることから、森林植生の食害等に伴う土砂災害等の防止を図るとともに、生産力強化に向けた木材の供給体制を構築する必要がある。

7-3　有害物質の大規模拡散・流出

（脆弱性評価）

〇汚染･有害物質の流出事故等に対応するため、種類に応じた事故対応マニュアル等により迅速に措置を講ずることとし、関係機関による訓練を通じて対応や体制・装備資機材の整備等を徹底する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇汚染･有害物質の流出等を検知するため、県は必要な検査機器･資材を整備する必要がある。また、管理下にない放射性物質が発見された場合には、安全確保を図る必要がある。

〇各種環境汚染・有害物質規制法に基づく立入調査等により、有害物質を取り扱う事業者に対し、施設の適正な管理や災害事故に備えた体制整備を指導する必要がある。

〇ＰＣＢ汚染機器を使用・保管する事業者（可能性のある者を含む）への周知や電気保安関係団体等の協力を得てＰＣＢ廃棄物の掘り起こしを行いながら、汚染機器の処理を進めていく必要がある。

7-4　風評被害等による市内経済等への甚大な影響

（脆弱性評価）

〇風評被害が発生した場合の対応手順等の検討や訓練等により、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。

〇災害等による風評被害が発生した場合の対応は個々の事案に応じて実施してきているが、災害等が発生した際に観光面での風評被害が起きないための基本的な取組をマニュアル化しておくことについて検討する必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

８　迅速な復旧・従前より強靭な姿での復興

8-1　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
（脆弱性評価） 〇災害の種類、災害廃棄物の種類と量を想定し、処理が円滑に進むよう災害廃棄物処理計画（策定済み）の実効性を高めるための検討を進める必要がある。また、災害廃棄物の種類、量に応じ、広域処理のため他都道府県自治体の受入協力に関して検討する必要がある。 〇県内の機材、処理施設等を有効に活用するため、県との連携とともに、行政と関係団体による応援協定の締結など関係者間の連携体制の強化を進める必要がある。 〇環境汚染・有害物質の保管・取扱事業者からの届出情報などをもとに、所在地に係る情報を関係者で共有する必要がある。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

8-2　復旧・復興を担う人材等の不足や自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
（脆弱性評価） 〇道路啓開等に当たっては、国・県等との情報共有を図り、限られた資源を有効かつ効率的に活用するための体制を構築する必要がある。 〇被災した住宅に対して罹災証明の発行が遅れることにより、住宅の修繕等再建工事も遅れるため、罹災証明を早期に発行できるよう、対応可能な人材の育成・確保に向けた取組が必要である。 〇市と建設関係団体との災害協定の締結の取組は着実に進められているが、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組を行う必要がある。また、地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図るとともに、派遣要員の活用による人的資源の代替性の確保が必要である。 〇大規模災害発生後に復興計画を策定していては、復興に時間を要し、復興が長引くと人口減少や経済の衰退を招きかねないことから、あらかじめ事前復興計画を策定しておく必要がある。 〇災害ボランティアによる災害時の被災地支援活動が効率的かつ効果的に行われるよう、体制を整える必要がある。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

8-3　貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（脆弱性評価）

〇災害が起きたときの対応力を向上するため、ハザードマップ作成・訓練・防災教育を通じ、地域のコミュニティ力を強化するための支援を充実する必要がある。

〇被災による地域コミュニティの崩壊等による文化の衰退を防ぐため、文化財を保護する必要がある。

〇記念物（史跡・名勝・天然記念物）、文化的景観について、近年地震や大雨による土砂災害などによる被害を受ける事例が増えているため、対策を講じる必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

〇自然公園等における利用者の安全確保のため、災害発生時の避難場所となる避難小屋及び避難経路となる登山道等の防災・減災対策や機能強化を図る必要がある。

8-4　基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（脆弱性評価）

再掲地震、津波、水害、土砂災害、雪害による交通遮断しないよう緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道における橋梁の耐震化、及び老朽化対策、道路法面等の危険箇所の対策を進める必要がある。

〇物的・人的資源の迅速な輸送のため、交通・物流に資する道路の機能向上及びリダンダンシーの確保、輸送手段相互間の連携に向けた取組を強化する必要がある。

再掲大規模災害時の広域交通ネットワークの機能不全を避けるため、基幹インフラである高規格道路のミッシングリンク解消や、鉄道等を含む多様な交通ネットワーク間のリダンダンシー（多重性・代替性）確保に向けた取組みを国・県・他市町村とともに推進する必要がある。

再掲災害発生時の緊急対応を強化するため、災害時応援協定の充実を図る必要がある。

〇円滑な復旧・復興を進めるには、土地境界等を明確にしておくことが重要となるので、地籍調査等の進捗を図る必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

再掲復旧・復興は、災害に強い高規格道路を起点に行われており、特に災害発生後は確実かつ円滑に救援、救助活動に不可欠であるため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向けた取組が必要である。また、車線数が多いほど交通機能の全損失になりにくい傾向にあることから、4 車線化や付加車線の整備による機能強化を図る必要がある。

8-5　長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（脆弱性評価）

再掲大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備する必要がある。

〇河川堤防の決壊や河川からの溢水と比較して発生頻度が高く、また浸水被害発生までの時間

が比較的短い内水氾濫被害について、内水浸水想定区域図の作成や浸水対策を推進する必要がある。 〇避難が長期かつ広域にわたることを想定した避難体制の整備が必要である。また、住民が適時かつ迅速に避難できるよう、分かりやすい防災情報の提供、避難情報発令のための災害対策本部設置訓練、防災教育の実施等のソフト対策を推進する必要がある。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目） 〇河川堤防の決壊や河川からの溢水と比較して発生頻度が高く、また浸水被害発生までの時間が比較的短い内水氾濫被害について、ハザードマップ作成や浸水対策を推進する必要がある。

９　横断的分野

横断的分野　①リスクコミュニケーション

（脆弱性評価）

〇市民はボランティア活動への高い参加率など、住民が主体となって住民団体等と協働・連携して、地域づくりを進める素地があり、更に、防災ボランティアなどへの積極的参加を促進するとともに、自助・共助を推進する地域コミュニティの醸成を進める必要がある。

〇中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでいるため、災害時の避難誘導の困難化や孤立集落の発生、森林の荒廃や耕作放棄地の増加など、被災ポテンシャルが高まっており、これらの住民への対応が必要である。

〇周辺地域をネットワークで繋ぐ「小さな拠点」づくりを通じて地域コミュニティの充実を図るとともに、災害時においてはコミュニティセンター等の公共施設や民間施設などを防災拠点として活用できるように整備・活用を進める必要がある。

再掲住民が適時かつ迅速に避難できるよう、わかりやすい防災情報の提供、避難情報発令のための災害対策本部設置訓練、地域水防力（建設業協会と連携した水防体制、他機関連携タイムライン）の強化を推進する必要がある。また、浸水（洪水、内水）ハザードマップの作成や浸水表示板設置、防災教育等により、地域住民の防災意識を向上させる必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

再掲ダム放流の安全避難対策として、ダムの事前放流等の取組を推進するとともに、ダム下流域においては避難訓練による住民避難体制の構築を継続する必要がある。

横断的分野　②老朽化対策分野

（脆弱性評価）

〇土木インフラの老朽化に対して機能の健全化を持続するため、定期点検等の実施や、長寿命化計画に基づく施設の計画的な修繕・更新等を行う必要がある。

再掲地震、津波、水害、土砂災害、雪害による交通遮断しないよう緊急輸送道路とネットワークを形成する市管理道における橋梁の耐震化、及び老朽化対策、道路法面等の危険箇所の対策を進める必要がある。

再掲農産物の生産に必要不可欠な農業水利施設については、機能保全計画に基づく長寿命化対策を確実に進める必要がある。

再掲災害時における渇水被害の抑制や用水供給を確保するため、管路の老朽化対策や耐震化、長寿命化を含めた維持管理と機能強化を図る必要がある。あわせて、人材やノウハウ、連絡体制の強化等についても進める必要がある。

（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

再掲地震、津波、水害、土砂災害、雪害により交通遮断しないよう、緊急輸送道路における橋梁の耐震化及び老朽化対策、道路法面等の要対策箇所の対策を進める必要がある。

横断的分野　③人口減少対策分野
（脆弱性評価） ※「第 3 期倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目） 〇人口減少・少子高齢化を背景に、災害現場や建設、医療等の人材確保・育成が課題となっている。 〇農業就業者が高齢者の割合が多く、農地や森林の荒廃が進んでいるため、農業就業者の人材確保や人材育成が必要である。

横断的分野　④人材育成
（脆弱性評価） 〇防災ボランティア活動の後方支援等をはじめとした地域社会における指導者・リーダー等の人材確保・育成が必要である。 再掲地震、津波、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業において、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保･育成の観点から就労環境の改善を図るとともに派遣要員の確保等による人的資源の代替性の向上が必要である。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目） 〇災害時における医療活動の人員不足に対応するため、医師や看護師等医療従事者の雇用者数の増加を図る必要がある。 〇迅速な復旧・復興のため、インフラメンテナンス等を担う、地域に精通した建設業の技能を習得した労働者等民間事業者の人材の確保・育成が必要である。

横断的分野　⑤官民連携
（脆弱性評価） 〇災害対応において、民間事業者やボランティア団体、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や人材、組織体制等の活用に向け、中間支援組織の整備など官民連携体制の構築の強化が必要である。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）

横断的分野　⑥デジタル活用分野
（脆弱性評価） 〇地域防災力向上に向けた、より効率的な災害情報の収集・伝達や、効果的な訓練を実施するため、IoT センサーや VR 等を活用したデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進する必要がある。

再掲災害対応において、関係機関毎の体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報共有化の検討等を推進する必要がある。また、防災関係機関同士がリアルタイムで災害情報の共有化ができるシステムの活用が必要である。
（鳥取県国土強靭化地域計画におけるその他の評価項目）